坂浜地区

住所整理ニュース

第7号 ~令和3年7月1日発行~



稲城市 都市建設部 まちづくり再生課 電話:042-378-2111

(内線 324)

令和3年7月から現地調査を行います

令和3年7月から、坂浜三丁目、四丁目、五丁目予定区域の現地調査を行います。現地調査では、委託業者が現地を回らせていただきます。ご迷惑とならないよう作業を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【調查範囲】



調査対象は、図の「現地調査範囲範囲」内の以下の住所です。



坂浜602、816、819、822、824、827、844、849、851~854、857、858、863、868、869、872、874、876、878、901、904、922、932~934、937、951、956、969~973、1012、1014、1016、1021、1078、1080、1084、1085、1157、1159、1188、1190、1192~1195、1197、1198、1204、1207、1216~1218、1222、1224、1226、1232、1233、1235、1254~1258、1266、1269~1272、1279、1283、1285~1292、1296~1299、1302、1326、1333、1382、1447、1951、2543、2611、2612番地

【調査内容】

居住者・事業所の現在の住所や建物の出入り口の状況等の調査。 ※ご訪問させていただく場合もあります。

【調査期間及び調査時間】

調査期間:令和3年7月1日より令和3年9月末(予定)まで

(9月末以降も調査をする場合があります。)

調査時間:午前9時より午後5時

(日没が午後5時以前であるときは日没の時刻)

【委託業者及び連絡先】

大和測量株式会社 東京都渋谷区初台1-8-6

(連絡先) 03-3370-1588

(担当者) プロジェクトー部

区画整理チーム 村山・末藤

【調査員】

調査員は、市が発行する身分証明書を携帯しています。今回の調査でマイナンバーを聞くことや、住所変更の手続きを「代理で行う」等の話をすることはありません。





坂浜三丁目、四丁目、五丁目の新設について

町の区域の新設や変更には、市議会の議決が必要です。坂浜地区で最初に住所整理を実施する坂浜三丁目、四丁目、五丁目の新設と坂浜地区の一部を若葉台一丁目及び若葉台四丁目への編入(表面の現地調査範囲)について、令和3年6月の市議会に議案を提出しました。

実際の住所や地番の変更は、次のスケジュールを予定しています。

今後のスケジュール

令和3年 7月 現地調査等の作業

5

令和4年 6月 新住所のお知らせ

8月 住所変更(予定) (小田良土地区画整理事業 の換地処分の翌日)





お問い合わせ

※検討会の様子や資料、これまでの住所整理ニュース等は 稲城市ホームページからご覧いただけます。

稲城市ホームページ>市政の情報>まちづくり・住宅>住所整理>坂浜地区の住所整理

住所整理事業



稲城市 都市建設部 まちづくり再生課

電話:042-378-2111(内線 320・324)

住所整理 Q&A

Q:実際の住所や詳細は、どうやって知らされますか。

A:住所変更日の事前に住所変更の通知と、必要な手続き等を示した 「手続きのしおり」等を送付いたします。

Q:個人で行う必要がある手続きは何ですか。

A:住民票や戸籍など市が直接、住所を書き換えるものと、自動車運転 免許証や銀行口座の住所変更など個人に行ってもらう必要のある手 続きがあります。詳細については、「手続きのしおり」等でご案内 します。

Q:手続きには費用がかかりますか。

A:住所整理が原因であるものは、住所変更の通知や証明書を持って手続きをしていただければ、基本的に費用はかかりません。なお、手続きを業者等にお願いした場合の費用は、個人で負担をお願いします。

Q:旧住所の郵便物は、いつまで配達してもらえますか。

A:郵便物は、住所変更後1年間程度は旧住所にも配達できるとのことです。

Q:宅配便等も旧住所で届きますか。

A: 宅配便事業者等にも住所整理を周知いたしますが、できるだけ早 い、住所変更手続きをお願いします。